

# イーリバースドットコム(e-reverse.com) 会員規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称、目的、サービス概要)

1. 株式会社リバスタ (以下「当社」といいます) が保有する会員制インターネット電子マニフェスト情報サービスを e-reverse.com といいます。
2. 当社が提供する e-reverse.com は、高速インターネット網と (財) 日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェスト制度 (以下「JWNET」といいます) を活用し、産業廃棄物処理における各関係者 (排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者) の情報共有の促進や業務の効率化を図ることによって、産業廃棄物処理並びにリサイクルのコスト低減を実現し、高度循環型社会の形成に寄与することを目的とします。
3. e-reverse.com とは、会員が行うべき電子マニフェストの発行、運搬終了報告、処分終了報告等の業務を当社データセンターに設置したサーバー群と会員が所有するパーソナルコンピュータ、携帯電話等及びインターネット網で構成するネットワークシステムを利用して行い、電子マニフェストデータを JWNET に登録するサービス全般をいいます。
4. e-reverse.com 会員規約 (以下「本規約」といいます) には、e-reverse.com の提供条件、当社と会員との間の権利義務及び会員が e-reverse.com を利用するにあたって遵守すべきルール等が定められ、e-reverse.com を利用するすべての会員に適用されます。会員は、e-reverse.com の利用に際して、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。会員が本規約に同意をし、第 9 条に従い入会を承認された時点で、会員と当社との間で、本規約を契約条件とした e-reverse.com の利用契約 (以下「本契約」といいます) が成立します。

### 第 2 条 (e-reverse.com の主催、運営管理)

1. e-reverse.com の主催、運営管理は当社または当社が指定する者がこれを行います。
2. 当社は、JWNET に登録される情報と同一の情報及び各種付加情報を当社のデータセンター内サーバー群で管理するものとします。

### 第3条（e-reverse.comの利用、一時中止、廃止）

1. e-reverse.com は、会員の JWNET への報告行為の仲介を担うサービスです。なお、既に JWNET に登録されたデータ情報の削除・変更等については会員が自ら行うものとしません。
2. e-reverse.com は、24 時間 365 日利用可能ですが、定期的もしくは緊急時のシステムメンテナンス等の理由によりサービスの提供を一時中止する場合がございます。また、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合も同様とします。
  - (1) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
  - (2) e-reverse.com の保守上やむを得ないとき。
  - (3) 上記のほか、e-reverse.com の提供を中止せざるを得ない合理的理由が発生したとき。
3. 当社は会員に対して 3 ヶ月前までに第 5 条 1 項で定めるいずれかの方法によって通知することで e-reverse.com を廃止することができます。

### 第4条（規約、サービス等の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、法令の範囲内で、本規約を変更することができます。当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、あらかじめ、次条第 1 項で定めたいずれかの連絡方法を用いて、変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を会員に通知します。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
2. 当社は、あらかじめ次条第 1 項で定めたいずれかの連絡方法を用いて会員に変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を通知することにより次の各号で定める事項を任意に決定、実施することができます。ただし、緊急時等、事前の連絡が困難な場合には、実施後速やかに連絡することにより事前の連絡があったとみなします。
  - (1) e-reverse.com の変更もしくは新たなサービスの提供
  - (2) 利用料を含めた e-reverse.com 利用条件の変更
  - (3) その他前各号に関連する e-reverse.com にかかる事項

### 第5条（会員への連絡）

1. 当社から会員への通知は、以下のいずれかの方法により行います。なお、いずれかの方法により通知した場合、当社が通知を発した時点で会員に到達したものとみなします。また、複数の手段で通知した場合には、最も早く発した通知を基準とします。
  - (1) 当社ホームページでの掲載
  - (2) 電話

- (3) 電子メール
- (4) 郵送
- (5) ファックス

2. 当社は、会員に対し、前項の方法をもって、e-reverse.com の利用に関する情報のほか、当社の事業内容、当社または当社の提携先が提供する他のサービス等、その他関連する第三者のサービス等の案内等の情報提供を行うことがあります。会員は、当社へ個別に申し出ることにより、e-reverse.com の利用にあたって必要な情報以外の情報提供を拒むことができます（ただし、前項第 1 号は除きます）。

#### 第 6 条（登録情報の変更または削除）

当社は、以下に該当するときまたは該当するおそれがあると判断したときは、当社のみ  
の判断で e-reverse.com 上の登録情報について、変更または削除することができるもの  
とします。なお、本条による登録情報の変更または削除により会員または第三者に損害  
が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 会員が第 18 条乃至第 20 条に違反した場合
- (2) 会員が当社に対して、口頭または書面等により、登録情報の変更または削除を依頼  
した場合
- (3) その他、当社が、e-reverse.com の運用管理上等、登録情報を削除または変更すべき  
と判断した場合

#### 第 7 条（規約の範囲及び優先順位）

本規約に個別規約が添付されている場合は、当該規約も本規約の一部を構成するものと  
します。また、当社が提供する他のサービスの規約のなかに本規約を準用する定めがあ  
る場合、本規約は当該規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと個別  
規約等における定めが反する場合、後者が優先するものとします。

## 第 2 章 入会手続き、会員登録

#### 第 8 条（入会申込）

e-reverse.com の入会希望者は、当社ホームページ上の WEB 申込みシステムから申込  
みを行うか、または所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとしま  
す。

## 第9条（入会審査と承諾）

1. 前条の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者について入会審査を実施します。なお、当社は、入会審査にあたり申込事項のほか、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供または提示を求めることがあります。
2. 入会希望者は、前項の審査において入会を承認された時に e-reverse.com の会員となります。なお、会員となった場合、e-reverse.com の会員としての ID が当社より付与されます。
3. 当社は入会希望者が次のいずれか一つに該当した場合には入会を拒否することができます。なお、当社は、入会拒否等の理由及び審査基準を入会希望者に対して開示や説明する義務を負わないものとします。
  - (1) 入会希望者が第11条第2項に規定する条件を充足しない場合
  - (2) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存する場合
  - (3) 入会希望者が過去に第21条で定める退会処分を受けたことがある場合
  - (4) 入会希望者が法人または事業の実体を有しない場合
  - (5) 入会希望者が第19条1項各号のいずれかに該当するまたは該当する恐れがあると当社が判断した場合
  - (6) 入会希望者が、当社または第三者に対して第19条2項各号のいずれかに該当する行為を行ったまたはその恐れがあると当社が判断した場合
  - (7) 入会希望者が、入会の申込時、または入会審査にあたり当社が求めた情報について虚偽の申告をし、または必要書類の提供もしくは提示を拒んだ場合
  - (8) その他当社が入会希望者の入会を不相当と認める相当の事情がある場合
4. 当社は、第1項の入会審査のほか、入会希望者が e-reverse.com の会員となった後一定期間経過ごとに当社の所定の基準に従い、前項各号の事由が会員について生じたまたは生じているかどうか等に関して、会員の審査（以下「定期審査」といいます）を行います。当社は、定期審査において、会員に対し、代表者等の情報、その他商業登記簿等の必要書類の提供または提示を求めることがあります。なお、入会審査及び定期審査の審査基準は、法令の改正、社会情勢等に応じて変更することがあります。当社は、審査結果とあわせて会員その他入会希望者に対して各審査基準について開示や説明する義務を負わないものとします。

## 第10条（er-contract への入会申込）

1. e-reverse.com の会員は er-contract を利用することができますが、別途 er-contract のホームページ上の Web 申込みシステムから申し込む方法により、er-contract への入会申込みが必要となります。

2. 前項の申込みに基づいて入会するにあたっては、er-contract の利用規約に同意していただくこと、e-reverse.com 会員として登録されてサービスの利用が可能な状態であることが必要です。
3. er-contract への入会希望者は、電子契約の真正性及び原本性を確保するため、当社指定の第三者が提供する電子署名及びタイムスタンプを利用することに同意し、当該サービスへも別途加入申込みを行うものとします。
4. er-contract への入会希望者は、第 1 項及び前項に規定する加入手続を経て er-contract への登録が完了したときに er-contract 会員資格を取得します。
5. 第 1 項及び第 3 項に規定する加入手続に係る申込書の様式は別途定めます。

#### 第 11 条 (e-reverse.com 会員種別)

1. e-reverse.com の会員は排出事業者会員、運搬業者会員、処分業者会員の 3 種類とします。
2. 前項で定める各事業者会員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます）に規定されている事業者で、当社指定の e-reverse.com 入会手続を経て次の各号の条件を備えていることが確認され、入会審査・承認を得た事業者とします。
  - (1) JWNET に各々事業者として登録し、JWNET の加入者番号及びパスワードを所有していること。
  - (2) e-reverse.com のサーバーを JWNET の EDI 接続サーバーとして登録することが可能であること。

#### 第 12 条 (登録期間)

1. 排出事業者会員、処分業者会員の登録期間は 1 ヶ月間とし、登録期間満了 1 ヶ月前までに会員から退会の意志表示が無い場合は、さらに 1 ヶ月間自動更新され、以降も同様とします。
2. 運搬業者会員の登録期間は 1 ヶ月間もしくは 1 年間とし、登録期間満了 1 ヶ月前までに会員から退会の意志表示が無い場合は、さらに同一期間自動更新され、以降も同様とします。
3. 前 2 項の場合といえども、第 14 条 (退会と再入会) により退会した場合、または、第 21 条 (退会処分) にもとづき会員でなくなった場合はこの限りではありません。

#### 第 13 条 (入会金・利用料等)

1. 会員は e-reverse.com に入会するに際して当社へ入会金をお支払いいただきます。

2. 会員は前項で定める入会金のほか、e-reverse.com の利用料金を支払います。なお、e-reverse.com の料金体系は別途当社のホームページに記載の「e-reverse.com ご利用料金」に定めるものとします。「e-reverse.com ご利用料金」は、経済情勢、e-reverse.com の管理運用状況、その他諸般の事情により、あらかじめ会員に通知することにより、随時改定することがあります。
3. 会員は入会金、利用料等に係る消費税・振込手数料等を負担するものとします。また、入会金及び利用料等はいかなる場合も、返還いたしません。
4. 会員は、毎月末を締め日として、当社が指定する翌月以降の振替日に、あらかじめ定めた会員の金融機関口座から口座振替する方法により入会金及び利用料等の必要な費用をお支払いいただきます。なお、排出事業者会員が希望した場合には、口座振替にかえて、毎月末を締め日として当社が作成、送付した請求書に基づいて翌月末までに振込む方法によりお支払いいただくことができます。

#### 第 14 条（退会と再入会）

1. 会員は登録期間中であっても、当社所定の Web フォームから、本条の定める条件に従って次の各号に定める日を退会日として退会の意思表示をすることができます。この場合、会員が前条により支払った入会金、利用料等は返還されません。また、退会月の利用料等は、その退会する日にかかわらず退会月末を締め日とする 1 ヶ月分が発生するものとします。
  - (1) 退会の意思表示が当社に到達した日が当月 10 日までの場合、当月末日を退会日とします。
  - (2) 退会の意思表示が当社に到達した日が当月 11 日から当月末日の場合、翌月末日を退会日とします。
2. 退会した会員が再度入会を希望する場合は、第 8 条（入会申込）及び第 9 条（入会審査と承諾）にもとづき、再度入会手続きを行うものとします。

### 第 3 章 権利、義務

#### 第 15 条（知的財産権）

1. e-reverse.com を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、また付随する技術全般に関する一切の知的財産権は、当社もしくは「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」に定める当社以外のソフトウェアの使用許諾者に帰属します。

2. 当社または当社が別途任命する管理者は、会員が e-reverse.com にアップロードした諸情報またはファイルについて、データ保守の目的に限り複製し、バックアップする権利を有するものとします。
3. 会員は、当社もしくは当社以外のソフトウェアの使用許諾者が本条に定める知的財産権等を保有することを異議なく承認の上、それらを侵害しないものとします。

#### 第 16 条（取得情報の取り扱い）

1. 当社は、e-reverse.com の提供において知り得た会員の諸情報を、当社のホームページに公開しているプライバシーポリシーに従い、第 2 項及び第 3 項の規定のとおり適切に取り扱います。
2. 当社は取得した個人情報を下記目的の範囲内で適切に利用します。この利用目的の範囲を超えて個人情報を利用することはありません。
  - (1) e-reverse.com の各サービス利用のため
  - (2) ご本人様確認
  - (3) ご利用料金、遅延損害金等の請求
  - (4) サービスの利用に伴う各種連絡
  - (5) サービスの提供、品質向上及び改善
  - (6) サービスの停止・中止・契約解除の通知
  - (7) サービスの利用規約に違反する行為に対する対応及び当該違反行為の防止
  - (8) サービスに関する当社の規約、ポリシー等の変更などの通知
  - (9) 業務委託先等第三者への提供
  - (10) 紛争、訴訟などへの対応
  - (11) サービスに関するご案内（当社の事業内容、当社または当社の提携先が提供する他のサービス等、その他関連する第三者のサービス等の案内等を含みます）、お問合せ等への対応
  - (12) 資料の送付、ダイレクトメール・電子メールの送付、お電話でのサービスの紹介
  - (13) その他上記の利用目的に付随する目的当社は、本項の利用目的を、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内において変更することがあります。
3. 当社は、e-reverse.com の提供において知り得た会員の諸情報を第三者に提供いたしません。ただし、次の各号に掲げる場合は除きます。
  - (1) 本人の同意がある場合
  - (2) 統計的なデータなど本人を識別することが出来ない状態で開示・提供する場合
  - (3) 裁判所の令状等にもとづく場合

- (4) 法令に基づき開示・提供を求められた場合
  - (5) 本規約において認めている場合
  - (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (7) 国または地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
  - (8) 前各号のほか、本人の同意を得る間がなく、会員の諸情報を第三者に提供しなければならない緊急を要する事情があると当社が判断した場合
  - (9) サービスの利用規約に違反する行為に対する対応及び当該違反行為の防止
4. 当社は、前項の規定にかかわらず、会員が e-reverse.com を利用するのに必要な範囲において、他の会員の名称、所在地、連絡先、許可廃棄物等の情報を e-reverse.com 上で公開することができます。
  5. 会員は、前項にもとづき開示された他の会員の情報に関して、e-reverse.com を利用するのに必要な範囲に限って使用するものとし、他の目的に利用してはなりません。
  6. 当社は、当社の役員、従業員及び e-reverse.com の運営にあたって必要な業務を委託した会社に対し、第 1 項、第 2 項及び第 3 項の義務を遵守させることとします。
  7. 第 3 項、第 4 項及び第 5 項規定の義務は、会員サービスの有効期間中のみならず、会員が退会した後も有効とします。

#### 第 17 条（会員の権利）

1. 会員は本規約に従い e-reverse.com を利用することができます。
2. 会員は e-reverse.com を利用するために必要なソフトウェア（以下、単に「ソフトウェア」といいます）をダウンロードし、e-reverse.com の提供しているサービスの範囲で使用することができます。
3. 前項のソフトウェアの使用にあたっては、別途定める「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」に同意のうえ使用することとします。

#### 第 18 条（会員の義務）

1. 会員は、本規約及びこれに付随する諸規則を遵守します。
2. 会員は、廃棄物処理法、その他法令通達類、条例及び条約を遵守するとともに、それらに従い適正に廃棄物の管理及び処理を行います。
3. 会員は、第 9 条 3 項各号に規定する各事情、第 11 条 2 項に規定する諸条件、本条に規定する会員の義務、次条に規定する禁止行為等に関して、当社から照会を受け、説明や

報告及び資料提出等の情報開示を求められた場合、速やかに必要な情報開示に応じなければなりません。

4. 会員は、自己の責任において e-reverse.com 上に情報またはファイルをアップロードするものし、その内容の当、不当、法令の適合性についても同様とします。
5. 会員はユーザーID（当社が e-reverse.com の利用にあたって会員に付与する ID をいいます。以下同じ）及びパスワードを管理する責任を負い（パスワードを使い回さないなど第三者に盗難等されないようにすること等を含みます）、第三者への譲渡や貸与等をしてはなりません。
6. 会員は、会員のユーザーID 及びパスワードが不正に第三者に使用された場合、会員が使用したものとみなし、すべての責任を負います。

#### 第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員及び当社は、それぞれ自己及び自己の役員または経営に実質的に関与している者（以下「役員等」といいます）が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明、保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）であること。
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員及び当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、または名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
  - (2) 偽計または威力を用いて業務を妨害すること。
  - (3) 公序良俗に反する行為、違法行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。
  - (4) 暴力団員等である第三者をして前三号の行為を行わせること。

- (5) 自ら、その役員または実質的に経営を支配する者が暴力団員等へ資金等を提供したまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) その他前各号に準ずる行為。
3. 当社は、会員が前2項のいずれか一つにでも違反した場合またはその合理的な疑いが生じた場合は、別段の催告を要せず、会員登録を削除できるとともに、本規約に基づき成立した当社および会員間のすべての契約並びにその他一切の当社及び会員間の契約を解除することができるものとします。
4. 会員は、前項により登録を削除されたことを理由として、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により登録を削除された場合、会員は、当該解除によって当社に生じた損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

## 第4章 紛争の処理

第20条（禁止行為） 会員は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 事実に反する情報を提供する行為
- (2) ユーザーID またはパスワードを不正に使用する行為
- (3) 自分もしくはその他会員のユーザーID 及びパスワードその他 e-reverse.com の未公開情報等を第三者に公開する行為
- (4) e-reverse.com の利用及び付加サービスを受ける権利の全部または一部を他に貸与、転貸、譲渡する行為
- (5) 方法・態様の如何を問わず、当社、e-reverse.com、その他会員の信用を毀損しまたはその営業もしくは運営を妨害する行為（自己または第三者を利用して行う、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いる行為等を含みます）
- (6) 本規約及びこれに付随する諸規則に違反する行為
- (7) 第三者になりすます行為
- (8) 法令に違反するもしくは違反するおそれがある行為または犯罪に関連する行為
- (9) 公序良俗違反またはそのおそれのある行為
- (10) 当社の事前の承諾なく、e-reverse.com 上で宣伝、広告、勧誘等をする行為
- (11) 当社、他会員またはその他第三者の特許、商標、著作権等の知的財産を始めとする各種権利を侵害またはそのおそれがある行為
- (12) e-reverse.com に無断でアクセスし、またはしようとする行為
- (13) その他、当社が不相当と認める行為

## 第 21 条 (退会処分)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、予告期間なく即座に当該会員を退会処分とすることができます。この場合、すでに当社に支払われた入会金、利用料等は、理由の如何を問わず返金はされません。

(※退会処分は、入会時にご提示いただいた JWNET 加入者番号単位ではなく「法人単位の退会」となりますので予めご了承ください。)

  - (1) 入会の申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (2) 入会后、定期審査等により当該会員について第 9 条 3 項各号のいずれかに該当する事情が存することが判明したとき。
  - (3) 会員に第 18 条に規定する会員の義務違反その他本規約及びこれに付随する諸規則に違反する行為があったとき。
  - (4) 会員が利用料その他当社に対して負担する債務の履行を怠り、当社が相当期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、会員が債務を履行しないとき。
  - (5) 会員が当社に対する債務の履行遅滞を繰り返したとき。
  - (6) 定期審査において、当社が求めた情報について虚偽の申告をし、または必要書類もしくは必要な情報の提供もしくは提示を拒んだとき。
  - (7) その他当社が会員であることを不適切と認める相当の事情が存するとき。
2. 会員が第 11 条 2 項に規定する条件を喪失した場合、再び第 11 条 2 項に規定する条件を満たすことが困難であると当社が判断したときには、当社は当該会員を退会処分するものとします。
3. 当社は、会員が前 2 項の規定に該当し、退会処分となったときは、第 5 条 1 項によりその旨を会員に通知するとともに e-reverse.com 上で当該会員名を公開することができます。
4. 前各項の措置に対し当該会員はこれに異議を申し立てることができません。
5. 第 1 項または第 2 項にもとづき、会員が退会処分となった場合、これにより発生した損害の賠償請求または補償については次のとおりとします。
  - (1) 当社に損害が生じた場合：会員は当社に対し、損害を補償または賠償しなければなりません。
  - (2) 会員に損害が生じた場合：当社は損害を補償または賠償いたしません。

## 第 22 条 (免責事項等)

1. 当社は e-reverse.com の利用により会員に発生した損害に対し、当社の故意または重大な過失を原因とする場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

2. 前項にもとづき当社が責任を負担すべき場合、その賠償額の上限は入会金相当額とします。
3. 当社は、e-reverse.com の利用によって会員相互もしくは会員と第三者との間で生じた紛争には関知せず、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は経営上等のやむを得ない事由が発生したことにより e-reverse.com を廃止する場合は、免責されるものとします。
5. 当社は e-reverse.com の利用によって得る情報の正確性、完全性、有用性が保たれるよう努めますが、会員が e-reverse.com の利用及び付加サービスによって得た情報の信憑性、記録結果、計算結果等（コンピュータプログラムを含みます）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの結果に起因して会員に生じた一切の損害等に対して、何らの責任も負いません。
6. 当社は、e-reverse.com を運営するにあたっての必要な設備について信頼性を保つようつとめますが、天災地変、通信回線が利用不能の場合及びその他事故によるデータの消失等により業務が履行できない場合、一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、会員が e-reverse.com を利用するにあたり、会員の廃棄物処理法及びその他関係法令に基づく廃棄物処理の義務・責務の履行に関しては、不可抗力による事故の発生、会員の責務不履行を問わず一切の責任を負わないものとします。

#### 第 23 条（権利義務の譲渡）

1. 会員は、本規約上の地位または権利義務を当社の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、承継させることはできません。ただし、合併または会社分割によって、本規約上の地位または権利義務が包括承継される場合はこの限りではありません。
2. 会員は、前項に基づき、本規約上の地位または権利義務を第三者に譲渡または承継した場合は、速やかに当社に対して当該譲渡または承継の事実が分かる資料を提出するものとします。
3. 当社は、e-reverse.com のサービスに係る事業を第三者に譲渡した場合には、本規約上の地位または権利義務を当該第三者に譲渡することができるものとし、会員は、当該譲渡について、あらかじめ同意したものとします。

#### 第 24 条（誠実義務）

本規約の諸規定にもとづく当社と会員間の紛争、会員相互間の紛争については、それぞれ誠実に話し合って解決するものとします。

#### 第 25 条（紛争の解決方法）

本規約の諸規定によるあらゆる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則（本規約の発効）

本規約は下記のとおり、発効し、改訂されました。

発効：2007年7月1日

第1回改訂：2008年7月1日

第2回改訂：2010年1月1日

第3回改訂：2011年1月1日

第4回改訂：2011年12月1日

第5回改訂：2012年5月15日

第6回改訂：2014年11月1日

第7回改訂：2015年4月1日

第8回改訂：2017年10月1日

第9回改訂：2018年8月1日

第10回改訂：2020年4月1日

第11回改訂：2020年8月7日

第12回改訂：2022年4月1日

第13回改訂：2022年8月1日

第14回改訂：2024年3月29日

第15回改訂：2025年2月1日